

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年（平成28年）

2月25日（木）

発行：税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

ビジネスマナーセミナー

日時：2016年4月12日（火）
13:00～15:00（開場12:45～）

講師：税理士法人 SBC パートナーズ
人財部 マネージャー 米谷 民子

対象：新入社員・先輩社員

定員：30名（先着順）

参加費：・1名様 5,000円（税込）
・弊社顧問契約先・サクセスクラブ会員
3,000円（税込）
※当日会場にてお渡し下さい。

会場：SBC 本社セミナールーム
大阪市北区太融寺町3-24
日本生命梅田第二ビル3F
各線大阪駅・梅田駅から徒歩6分

お問合せ：税理士法人 SBC パートナーズ
[Tel:06-6315-1819](tel:06-6315-1819)
(担当：國森・原)

建物付属設備、構築物の償却は定額法に 欠損金の繰越控除も見直し

平成28年度の法人税制関係の改正では、減価償却関係にも見直しが行われている。

具体的には、「建物付属設備」と「構築物」の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されるというもの。また、「工業用減価償却資産」の償却方法についても、定率法が廃止され、定額法又は生産高比例法のいずれかの選択制となる。

	改正前	改正後
建物付属設備	定率法 or 定額法	定額法
構築物		
鉱業用減価償却資産（建物、建物付属設備及び構築物に限る。）	定率法 or 定額法 or 生産高比例法	定額法 or 生産高比例法

改正法は、平成28年4月1日以後に取得する資産から適用されることになるが、現状では、特段の経過措置は設けられていない。したがって、現在250%定率法或いは200%定率法を適用している既存の建物付属設備・構築物について、平成28年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、資本的支出部分は「定額法」による償却が義務付けられることになろう。改正法の経過措置等に注意が必要だ。

この他では、欠損金の繰越控除制度の見直しも行われている。所得金額に対する現行の控除限度割合65%が4年間で5%ずつ引き下げられる。

<控除限度割合>

	27年度	28年度	29年度	30年度
改正前	65%		50%	
改正後	65%	60%	55%	50%

また、27年度改正で「29年4月1日以後開始する事業年度に生じる欠損金額」については、欠損金の繰越期間や帳簿書類の保存期間等が10年に延長されていたが、「30年4月1日以後開始する事業年度に生じる欠損金額」について適用されることに改められる。

Scope

役員給与の改正点

平成28年度改正では、役員給与についても若干の見直しが行われています。具体的には、事前確定届出給与と利益連動給与に関するもので、①「役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与」については、事前確定の届出が不要とされます。②利益連動型給与の算定指標の範囲に「ROE（自己資本利益率）その他の利益に関連する一定の指標」が含まれることが明確化されます。